

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1515号)

平成30年7月24日

横情審答申第1515号

平成30年7月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年4月19日総行第95号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」の非開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年3月17日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件において対象とされた行政文書について、本件に係る開示請求日である平成29年1月24日時点では作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) しかしながら、その後、横浜市会において計算機システムに関する説明を求められたため、計算機システムに関する文書を作成しており、現時点においては、本件において対象とされた行政文書は存在している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

根拠の説明に納得ができない。文書がないのは嘘だと思う。

5 審査会の判断

(1) 情報システムに係る事務について

横浜市では、様々な業務所管課が各業務に必要な情報システムについて事業者と契約し、システム開発及び運用を行っている。総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（以下「行政・情報マネジメント課」という。）は、横浜市の情報化の

計画である「横浜市情報化の基本方針」（以下「基本方針」という。）を作成し、この基本方針に従って各種の情報化施策を推進している。基本方針では、計画期間の各年度に施策がおおよそどのような状態であるかといった「事業の状態」の項目を設定しており、この「事業の状態」に沿って取組を進めている。各情報システムの所管課は、基本方針に従って情報化を推進している。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書において「システム構成図（計算機システムの全体像がわかるもの）」と記載していることから、横浜市が保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図を求めていると解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、現時点では保有しているものの、開示請求日時点では本件審査請求文書を作成しておらず、保有していなかったと説明している。

イ そこで、実施機関に、開示請求日以前に、本件審査請求文書を作成し、保有する必要がなかったか確認したところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 行政・情報マネジメント課では、個別の情報システムに関しては、システムの概要、予算・決算額、システムの所在については把握しているが、システムの詳細までは把握していない。また、横浜市では、これらの情報システムは、各情報システムの所管課が事業者と契約し、システム開発及び運用を行っているものであるから、構成図を一つにまとめる必要性がなかったため、作成等はしていなかった。

(イ) ただし、本件に係る開示請求後に、横浜市会において計算機システムに関する説明を求められたことに応じて文書を作成したことから、現時点では、横浜市が保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図を保有している。なお、審査請求人に対しては、本件に係る開示請求受付後に文書を作成したことを伝えて開示請求をするよう案内をしており、既に審査請求人は当該文書の開示を受けている。

ウ 前記イのように、各情報システムの所管課が事業者と契約し、システム開発及び運用を行っているという実施機関の運用の下では、保有・管理している情報システムについて、機器構成、ネットワークの概略等の全体像が分かる図がなかったとしても、不自然とはいえず、また、審査請求人の求める文書が存在したこと

を推認させる特段の事情も認められない。

よって、開示請求日時点では本件審査請求文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月19日 (第310回第一部会)	・審議
平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・審議
平成30年4月24日 (第314回第一部会)	・審議
平成30年5月18日 (第315回第一部会)	・審議